

指定特定相談支援
相談支援事業所「ホープ」
重要事項説明書

「指定特定相談支援」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と指定障害者相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約を締結するにあたりご注意いただきたいことを説明するものです。

◆◆目次◆◆

1	事業者	2
2	事業所の概要	2
3	事業実施地域	3
4	営業時間	3
5	職員の体制	3
6	職員の職務内容	3
7	当事業所が提供するサービスと利用料金	3
8	サービスの利用に関する留意事項	6
9	障害者の記録や情報の管理、開示について	5
10	損害賠償保険への加入	6
11	苦情の受付について	7
12	虐待防止のための措置に関する事項	7

1 事業者

名称	株式会社なないろ
所在地	東京都八王子市戸吹町 476-5
電話番号	042-659-3431
代表者氏名	代表取締役 松田 光子
設立年月	平成25年12月18日

2 事業所の概要

事業所の種類	指定特定相談支援事業所・平成30年12月1日指定 132404225号
事業の目的	利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ちながら、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように配慮し、利用者の選択に基づき適切な保健、医療、福祉、就労支援等のサービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮していきます。
事業所の名称	相談支援事業所「ホープ」
事業所の所在地	東京都八王子市北野町537-9 リベルテクシダ1F
電話番号	042-682-3607
FAX 番号	042-682-3608
管理者氏名	(職名) 管理相談支援員 松田 斉三郎 (専任・兼任)
事業所の運営方針について	<p>利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が多様な事業者から総合的にかつ効果的に提供されるよう援助を適切に行うものとする。</p> <p>相談支援の実施に当たっては、利用者に提供される障害福祉サービス等が特定の種類または特定の障害福祉サービス時に偏することのないよう公正中立に行うものとする。</p> <p>相談支援の実施にあたり、利用者の必要な時に必要な相談が行えるよう努めるものとする。</p> <p>相談支援の実施にあたり、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。</p>
開設年月	平成30年12月1日
事業所が行なっている他の業務	指定居宅介護・重度・同行援護・行動援護 平成30年11月1日 指定 1312404203号

3 事業実施地域

八王子市全域

4 営業時間

営業日	月～金(土日祝 12月29日～1月3日除く)
受付時間	月～金 8時30分～17時30分
サービス提供時間帯	月～金 上記時間内の4時間 ただし、特別な事情がある場合においてはこの限りではありません。

5 職員の体制

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤
管理者	1名	名
相談支援専門員	1名	1名

当事業所では、障害者に対して指定障害者相談支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6 職員の職務内容

職種	職務の内容
管理者	事業所の相談支援専門員、その他の従業者の管理、利用申し込みに関わる調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。
相談支援専門員	利用者の生活全般に関わる相談、サービス等の利用計画の作成及び継続的なモニタリング等を行います。

7 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービス内容

①障害者支援利用計画の作成

障害者の居宅等を訪問して、障害者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、障害者支援利用計画を作成します。

<障害者支援利用計画の作成の流れ>

①相談支援専門員は、障害者の居宅等を訪問し、障害者およびその家族に面接して障害者の心身の状況等、障害者が希望する生活や障害者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等を把握します。



②障害者支援利用計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定障害者通所支援事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に障害者またはその家族に対して提供して、障害者にサービスの選択を求めます。

③障害者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、障害者および障害者の保護者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。

④障害者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定通所支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、障害者およびその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標およびその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、児童福祉法に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載した障害者支援利用計画案を作成します。

⑤④で作成した障害者支援利用計画案に盛り込んだ福祉サービス等について、障害者通所給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該障害者支援利用計画案の内容について、障害者およびその家族に対して説明し、障害者等の同意を得た上で決定します。

⑥通所給付決定が行われた後に、指定障害者通所支援事業者等その他の者との連絡調整を行うとともに、障害者支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集した会議の開催等により当該障害者支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地から意見等を求めることとします。また、サービス担当者会議を踏まえた障害者支援利用計画案の内容について、障害者等に説明を行った上で同意を得ます。同意を得た後、サービス等利用計画を作成し、障害者等および担当者に障害者支援利用計画を交付します。

②障害者支援利用計画作成後の便宜の供与

- ・ 障害者支援利用計画作成後、障害者支援利用計画の実施状況の把握および障害者についての継続的な評価（以下、「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて障害者支援利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな通所給付決定に係る申請の勧奨および必要な援助を行います。
- ・ モニタリングに当たっては、障害者およびその家族、福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、障害者の居宅等を訪問し、障害者等に面接するほか、その結果を記録します。

③障害者支援利用計画の変更

障害者等が障害者支援利用計画の変更を希望した場合、または事業者が障害者支援利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と障害者双方の合意に基づき、障害者支援利用計画を変更します。

④障害者支援施設等への紹介

障害者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合または障害者が障害者入所施設等への入所または入院を希望する場合には、障害者入所施設等への紹介その他の便宜の提供をします。

(2) 利用料金

①サービス利用料金

サービスを利用するためには、法定代理受領がある場合は、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から障害者相談支援給付費額を受領し、これをもって支援費に受領といたします。また、法定代理が無い場合は、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から受け取る障害者相談支援給付費額と同額を請求し、支払いを受けます。

②交通費

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

その際、自動車を使用した場合は通常の事業の実施地域を超える地点から目的地までの距離に、1km毎に60円をお支払いいただきます。

③利用料金のお支払い方法

前記②の費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- | | |
|---|---|
| ア | 集金での現金支払 |
| イ | 下記指定口座への振り込み
多摩信用金庫中野支店 普通預金 0332749
株式会社なないろ 代表取締役 松田 光子 |

8. 虐待の防止について

当該事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために、以下の対策を講じます。

- ① 虐待防止責任者を選任して
います。

虐待防止責任者

松田 光子

- ② 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催とその結果の周知（1年に1回以上）
- ③ 研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。（1回/年以上実施）
- ④ サービスの提供中に、養介護施設従事者又は養護者(家族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

9. 身体拘束等の禁止について

- (1) 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）と行いません。
- (2) 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。
- (3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
- ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的開催及びその結果について従業者への周知徹底（1年に1回以上）
- イ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- ウ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的実施（1年に1回以上）

10. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、あらかじめ障害者等に説明するとともに、障害者およびその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

障害者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

11. 障害者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて、障害者の記録や情報を適切に管理し、障害者等の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）保存期間は、指定障害者相談支援サービスを提供した日から5年間です。

* 本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- (2) 障害者支援利用計画案および障害者支援利用計画
- (3) アセスメントの記録
- (4) サービス担当者会議等の記録
- (5) モニタリング結果の記録
- (6) 関係機関からの情報提供に関する記録
- (7) 契約書
- (8) 重要事項説明書
- (9) 障害者負担に関する関係書類
- (10) 障害者に関する区市町村への通知に係る記録
- (11) 障害者からの苦情内容等の記録
- (12) 事故の状況および事故に際しての採った処置についての記録

閲覧・複写の受付

9:00~16:00

12. 損害賠償保険への加入

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 東京海上日動火災保険

保険名 超ビジネス保険

補償の概要 事業活動包括保険

13 苦情等の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付およびサービス利用等のご相談（お客様相談係）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、障害者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○お客様相談係<苦情受付窓口（担当者）> [管理者] 松田 斉三郎

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00

<苦情解決責任者 [管理者] 松田 斉三郎>

(2) 行政機関その他苦情受付機関

八王子市役所 障害者福祉課	所在地 東京都八王子市元本郷町 3-24-1 電話番号 042-620-7479・FAX 042-623-2444 受付日・時間 9-17時（土日祝日を除く）
東京都社会福祉協議会 運営適正化委員会 事務局	所在地 千代田区神田駿河台 1-18-11 東京 YWCA 会館 3階 電話番号 03-5283-7020 受付日・時間 9-17時（土日祝日を除く）

202 年 月 日

指定障害者相談支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者

(所在地) 東京都八王子市戸吹町 476-5

(事業者名) 株式会社なないろ

(代表者氏名) 代表取締役 松田 光子 印

(事業所名) 相談支援事業所「ホープ」

管理者 松田 斉三郎 印

(説明者) 相談支援専門員

氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定障害者相談支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者

(住所) _____

(氏名) _____ 印

立会人又は、代理人等

(住所) _____

(氏名) _____ 印

(続柄) _____

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第28号(平成24年3月13日)第5条の規定に基づき、障害者相談支援対象保護者への重要事項説明のために作成したものです。

個人情報使用同意書

私は個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することを同意します。

記

1 使用する目的

事業者が、指定障害者相談支援の提供にあたり、福祉サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。

2 使用にあたっての条件

個人情報の提供は、上記1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

3 個人情報の内容

- ・ 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、事業者が相談支援を行うために最低限必要な障害者や家族個人に関する情報。
 - ・ その他の情報
- ※「個人情報」とは、障害者個人および家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものをいいます。

202 年 月 日

事業者名 株式会社なないろ

代表者 代表取締役 松田 光子 あて

利用者

<住所> _____

<氏名> _____ 印

立会人又は、代理人

<住所> _____

<氏名> _____ 印

<続柄> _____